

(案)

令和5年3月30日

福島国際研究教育機構の
理事長となるべき者
山崎 光悦 殿

福島国際研究教育機構設立委員会委員長

福島国際研究教育機構の設立に関する事務の引継ぎについて

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第98条第2項の規定に基づき、福島国際研究教育機構の設立に関する事務を下記書類とともに引き継ぎます。

記

1. 福島国際研究教育機構設立経過書
2. 福島国際研究教育機構起業目論見書
3. 福島国際研究教育機構設立委員会決算書
4. 福島国際研究教育機構設立事務関係書類

福島国際研究教育機構設立経過書

- 令和2年12月18日 「国際教育研究拠点の整備について」（復興推進会議決定）において、「『創造的復興の中核拠点』として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設する。」とされた。
- 令和3年11月26日 「国際教育研究拠点の法人形態等について」（復興推進会議決定）において、「新法人の形態は、福島創造的復興の中核的役割を担う法人として、法律（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）を想定）に基づき設立される特別の法人とする。」とされた。
- 令和4年2月8日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日、国会（第208回通常国会）に提出。
- 令和4年3月29日 復興推進会議において、「福島国際研究教育機構基本構想」が決定。
- 令和4年5月20日 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第54号）」が成立。
- 令和4年6月17日 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第54号）」が施行。
- 令和4年7月22日 内閣総理大臣が、福島国際研究教育機構の理事長となるべき者を指名。
- 令和4年8月26日 内閣総理大臣が、「新産業創出等研究開発基本計画」を決定。
- 令和4年9月16日 復興推進会議において、福島国際研究教育機構の立地が決定。
- 令和4年11月27日 福島国際研究教育機構設立委員会（第1回）を開催。
- 令和5年3月23日 内閣総理大臣が、福島国際研究教育機構の監事となるべき者を指名。
- 令和5年3月30日 福島国際研究教育機構設立委員会（第2回）を開催。
- 同 主務大臣への設立準備完了の届出及び理事長となるべき者への設立に関する事務の引継ぎ予定。
- 令和5年4月1日 福島国際研究教育機構として設立登記予定。

福島国際研究教育機構起業目論見書

1. 目的

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第90条第1項に規定する新産業創出等研究開発基本計画をいう。）に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行うことを目的とする。

2. 事務所

機構は、主たる事務所を福島県に置く。

3. 資本金

機構の資本金は、その設立に際し、政府及び福島の地方公共団体（以下「政府等」という。）が出資する額の合計額とする。政府出資金の令和5年度予算額は1億円である。

なお、機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。これにより機構がその資本金を増加するときは、政府等は、機構に出資することができる。

4. 設立年月日

令和5年4月1日

5. 役員

名 称	数	任 命 手 続	任 期
理事長	1人	内閣総理大臣が任命	7年（中期目標期間）
理 事	2人	理事長が任命	2年
監 事	2人	内閣総理大臣が任命	7年（※）

※ 任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日まで。

6. 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- 二 新産業創出等研究開発の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 四 機構の施設及び設備を第八十八条の二に規定する事業活動を行う者その他の新産業創出等研究開発に資する活動を行う者の利用に供すること。

- 五 新産業創出等研究開発に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 六 海外から新産業創出等研究開発に関する研究者を招へいすること。
- 七 協議会の設置及び運営並びに当該協議会の構成員との連絡調整を行うこと。
- 八 新産業創出等研究開発に係る内外の情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
- 九 前号に掲げるもののほか、原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動を行うこと。
- 十 新産業創出等研究開発の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 十一 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う新産業創出等研究開発に関する研修その他の機構以外の者との連携による新産業創出等研究開発に関する教育活動を行うこと。
- 十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

福島国際研究教育機構設立委員会経費決算書

令和4年度予算

010 復興庁

204 原子力災害復興再生支援事業費

01-95 原子力災害からの復興再生の支援に必要な経費

035 国際教育研究拠点推進事業

(目) 法人設立準備謝金

予算 36人回 * @11,300円 814千円

決算 0千円

(目) 独立行政法人設立準備委員等旅費

予算 18人回 * @50,520円 346千円

18人回 * @2,450円 154千円

決算 0千円

福島国際研究教育機構設立事務関係書類目録

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の設立に関する以下の事務については、設立に関する事務の処理について（令和4年11月22日 福島国際研究教育機構設立委員会決定）に基づき、実施した。

（1）役員（理事）人事について

理事の選任に関する事務については、設立委員会から山崎委員に委任した。

理事	任命予定者	江村	克己
同		木村	直人

（2）職員の採用等について

設立時の機構の運営に必要な職員の公募、選考等に関する事務については、選考は山崎委員に委任、設立委員会名での公募や内定の発出などの必要な作業は福島国際研究教育機構準備室（以下「準備室」という。）が実施した。

職員内定者	56名（うち選考による内定者 8名）
-------	--------------------

（3）機構の運営に係る契約について

設立時から機構の運営を円滑に行うために必要となる物品の購入、役務の提供等に関する事務については、設立委員会から復興庁に委任し、契約予定者の選定などの手続きを行った。

これらの手続きについては、機構が引き継ぐものとする。

契約予定件数	67件
--------	-----

契約予定金額	3億円
--------	-----

※ 契約予定件数は、復興庁において契約予定者等の選定など手続きを実施した時点の件数を記載しており、機構の設立以降、機構が実際に契約する件数に変更が生ずる可能性がある。

※ 契約予定金額は、復興庁において契約予定者等の選定など手続きを実施した時点で想定される金額（単価契約など実績に応じ支払うものは含まれない。）を記載しており、機構の設立以降、機構が契約する金額に件数に変更が生ずる可能性がある。

（4）研究開発等に係る契約等について

設立時から機構の運営を円滑に行うための研究開発等に係る契約等に関する事務については、事業所管省において、準備室と連携し、選定等の手続きを行った。

これらの準備作業等の手続きについては、機構が引き継ぐものとする。

契約予定件数 15件

契約予定金額 15億円

※ 上記の件数、金額は精査中のものも含まれており、契約・交付決定時点で変動する可能性がある。

(5) その他

1) 主要取引金融機関の選定について

令和5年4月1日より速やかに取引金融機関と契約するための主要取引金融機関の選定に関し、選定業務は山崎委員に委任し、選定などに必要な作業は復興庁が実施した。

予定主要取引金融機関 株式会社東邦銀行